

## 日越両国における不正再発防止策概要

2009年2月に策定した「日越ODA腐敗防止合同委員会報告書(ODA事業に関する不正腐敗防止改善策)」に加え、以下の措置を講ずるものとする。

### ア. ベトナム側措置

- ① 政府全体としての再発防止体制の構築・強化
  - ・ 政府監察院の関与の強化
  - ・ ODA会計検査ガイドラインの作成
  - ・ 入札法の改正(入札プロセス透明化, 説明責任の強化等)
  - ・ 投資法の改正(政府資金管理の責任所在明確化)
  - ・ 倫理規定の改訂(入札法との適合性を確保し、違反した組織及び個人に対する責任履行及び処分を強化)
- ② 案件モニタリングの強化
  - ・ 不正な差し替えを防止するためのプロポーサルのJICAへの提出
  - ・ 評価, 契約交渉段階における第三者の参画の拡充(日本 ODA 案件の入札手続への第三者参画を義務化)
  - ・ サービス対価の迅速な支払い(監視体制の確立等)
  - ・ 調達事後監査の更なる拡充(監査・検査・公認会計実施担当官の能力向上、事後監査対象の拡充等)
- ③ 企業へのコンプライアンス体制構築の働きかけ
  - ・ 受注企業のコンプライアンス・プログラムの入札要件化(不正が指摘された実施機関において, 入札評価の際に企業がコンプライアンス・プログラムに盛り込むべき項目を示したチェックリストへの記入, 及び同プログラムを提出させることを入札参加企業に義務づけるもの)

### イ. 日本側措置

- ① 不正情報窓口の強化
  - ・ 「相談窓口」への変更
  - ・ 通報言語の拡大(現地語での情報受付)
  - ・ 相談を促すための減免措置を措置規程に規定
- ② 不正に関与した企業への措置の強化
  - ・ 措置の厳格化
- ③ 企業へのコンプライアンス体制構築の働きかけ
  - ・ JICA不正腐敗防止ガイドンスの作成

企業における不正腐敗防止への取組策について平易に解説した資料を作成・配布

- ・措置解除の際にコンプライアンス・プログラム等の再発防止策の提出を義務化
- ・受注企業のコンプライアンス・プログラムの入札要件化
- ④ ベトナム側の能力向上支援と連携強化
  - ・技術協力による能力向上支援(研修, 専門家派遣等)
  - ・他ドナーとの連携

#### ウ. その他

- ① フォローアップの強化
  - ・日越両国間でフォローアップ会合を開催(年2回程度)